

令和6年第8回堺市教育委員会議事録

開催日	令和6年6月24日(月曜)
場所	堺市役所 高層館 20階 第1特別会議室
会議種類	定例会
教育長の報告	①いじめ重大事態に係る調査について
議案	議案第24号 堺市社会教育委員の解嘱及び委嘱について 議案第25号 堺市立図書館協議会委員の解任及び任命について
その他の報告	①いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告)
教育長	関百合子教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	櫻田浩樹教育次長 富岡重幸教育監 伊藤修士教委総務部長 渡邊耕太学校教育部長 江川玲子生徒指導課長 懸樋修三地域教育支援部長 北野勝美地域教育振興課長 南健次中央図書館長 松好由実中央図書館総務課長 居谷達矢教育政策課長 森本恭明教育政策課課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午前10時00分
関百合子教育長	これより、令和6年第8回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 次に、教育政策課課長補佐から、諸般の報告をします。
森本恭明教育政策課課長補佐	報告します。 本日の会議には、鈴木委員が欠席されています。 また、事務局におきましては案件に係る理事者全員が出席しています。
関百合子教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和6年第7回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 (各委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
関百合子教育長	ここでお諮りします。 「教育長の報告① いじめ重大事態調査について」及び「その他の報告① いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告)」は、関係児童生徒等のプライバシー保護のため、 日程第1「議案第24号 堺市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」及び日程第2「議案第25号 堺市立図書館協議会委員の解任及び任命について」は、人事に関する案件のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 (各委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。 それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。 (教育長の報告①、議案第24号、議案第25号、その他の報告①は秘密会)
【教育長の報告①】	いじめ重大事態に係る調査について
関百合子教育長	それでは、 「教育長の報告①いじめ重大事態に係る調査について」を報告します。 詳細については、担当部長から説明します。

【説明（要旨）】 渡邊耕太学校教育部長	学校で発生したいじめについて、いじめ重大事態と判断しました。また、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項17号の規定に基づき、調査主体を決定したことを報告するものです。
【その他の報告①】	いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）
関百合子教育長	次に、 「その他の報告①いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）」を報告します。 詳細については、担当課長から説明します。
【説明（要旨）】 江川玲子生徒指導課長	学校が主体で調査した、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめ重大事態に関する調査結果報告書について報告するものです。
【案 件】	日程第1 議案第24号 堺市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
関百合子教育長	それでは日程に入ります。 日程第1 「議案第24号 堺市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 北野勝美地域教育振興課長	議案第24号 堺市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、説明します。 本市では、社会教育法第15条、堺市社会教育委員に関する条例第1条により、社会教育行政に広く助言や意見を述べるために社会教育委員を設置しています。委員構成については、堺市社会教育委員に関する条例第2条により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱することとなっています。 社会教育委員8名の方のうち、校長会より推薦いただいていた川島 強（かわしま つよし）委員、堺市PTA協議会より推薦いただいていた吉原 極（よしはら きわむ）委員から辞職の申出があり、補欠の社会教育委員の委嘱が必要となったため、社会教育委員の解嘱及び委嘱について上程するものです。 今回、委員の候補者としている笠谷 直美（かさや なおみ）氏については、校長会代表として、また学校長として学校教育の現場で活躍されており、堺市社会教育委員に関する条例第2条に規定する「学校教育の関係者」として、本市社会教育行政に対し意見や助言を行うことについて適任であると考え、委嘱するものです。 また、梅田 修造（うめだ しゅうぞう）氏については、現在堺市PTA協議会の会長であり、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」として、本市社会教育行政に対し意見や助言を行うことについて適任であると考え、委嘱するものです。 なお、任期については、堺市社会教育委員に関する条例第4条第2項の規定により、前任者の残任期間とすることになっておりますので、期間は、令和6年7月1日から令和7年6月30日です。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見、ご質問はありますか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 （各委員から異議なしの声） ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決

【案 件】	日程第 2 議案第 25 号 堺市立図書館協議会委員の解任及び任命について
関百合子教育長	次に、日程第 2 「報告第 25 号 堺市立図書館協議会委員の解任及び任命について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 松好由実中央図書館総務課長	議案第 25 号 堺市立図書館協議会委員の解任及び任命について、説明します。 堺市立図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行うサービスについて、館長に対して意見を述べる機関として、図書館法などによって設置しています。その委員構成については、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱及び任命することとなっております。 本議案は、図書館協議会委員 10 名の内 1 名から辞職の申し出があったため、堺市立図書館条例第 3 条第 5 項の規定に基づき、委員 1 名の解任及び補欠委員候補者の任命について上程するものです。 解任する委員と任命する補欠委員候補者については、議案書に記載のとおりでございます。 なお、任期につきましては、堺市立図書館条例第 3 条第 5 項により前任者の残任期間とすることとなっております、令和 7 年 8 月 31 日までとなります。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見、ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 (各委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
閉 会 宣 言	午前 10 時 20 分
関百合子教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。 これをもって、令和 6 年第 8 回教育委員会を閉会します。